

（目的）

第1条 この規程は、本楽団における楽譜の適正な管理その他必要な事項を定めるものとする。

（楽譜の定義）

第2条 この規程における楽譜とは、紙面に記録されたもの及び電磁的方法により記録されたものをいう。

（楽譜の取得）

第3条 楽譜の取得は、法令等に反することの無いよう行わなければならない。

（楽譜の管理）

第4条 ライブラリアンは、楽譜の所蔵状況を明らかにするために楽譜管理台帳を作成し、楽譜を管理しなければならない。

2 ライブラリアンは、所蔵楽譜を使用する際は、使用状況を把握するために適切な措置をとるものとする。

（借用楽譜の特例）

第5条 前条の規定にかかわらず、借用した楽譜については、楽譜管理台帳への記載は行わない。

2 ライブラリアンは、借用した楽譜を適切に管理するために適切な措置をとるものとする。

（楽譜の貸付）

第6条 団長は、法令等に反しないと認められるときは、役員会での協議を経て他の団体等に所蔵楽譜を貸し付けることができる。

2 ライブラリアンは、他の団体等に所蔵楽譜を貸し付ける際は、貸付状況を把握するために適切な措置をとるものとする。

（所蔵楽譜の点検）

第7条 ライブラリアンは、必要に応じて所蔵楽譜の点検（以下「点検」という。）を行うものとする。

2 ライブラリアンは、前2項の点検を行うときは、団員に協力を求めることができる。

3 ライブラリアンは、点検の結果、楽譜管理台帳と現品の照合に差異を認めたときは、その原因を調査して対策を講じるとともに、再発の防止に努めるものとする。

4 ライブラリアンは、点検の結果、楽譜に重大な滅失、亡失またはき損を認めたときは、団長にその旨を報告しなければならない。

（楽譜の除却）

第8条 ライブラリアンは、楽譜が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会での協議を経て当該楽譜を除却することができる。

（1）破損又は汚損が激しく、補修不能な楽譜

（2）点検の結果、亡失したと認められた楽譜

（3）天災又は火災により滅失した楽譜

（4）保存の必要がないと認められた楽譜

（5）その他ライブラリアンが除却を適当と認めた楽譜

2 除却する楽譜の処分は、法令等に反することの無いよう行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際にすでに所蔵されている楽譜については、この規程により管理されているものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年1月6日から施行する。

◇楽譜について

本楽団は法人ではないため、法的に楽団として楽譜を取得したり保有したりすることはできませんが、楽譜管理規程及びこれに基づく業務においては、便宜的に「取得」、「所蔵」などという表現を用いることとします。（資産管理規程と同じ考え方です。）

◇楽譜の定義について

本楽団で取り扱う楽譜は、紙面に記載されたものと電子データによるものとします。

◇楽譜の取得について

楽譜の取得は、法令や契約に違反しないように行わなければなりません。

◇楽譜の管理について

ライブラリアンは、楽譜の所蔵状況を明らかにするために楽譜管理台帳を作成し、楽譜を管理しなければなりません。

ライブラリアンは、所蔵楽譜を使用する際は使用簿を作成するなど、適正に楽譜を管理するものとします。

◇借用楽譜の特例について

借用楽譜については、楽譜管理台帳への記載は行いません。

ライブラリアンは、借用楽譜を使用する際は使用簿を作成するなど、適正に楽譜を管理するものとします。

◇楽譜の貸付について

団長は、法令や契約に違反しないと認められるときは、役員会で協議の上、他の団体等に対して所蔵楽譜を貸し付けることができます。

ライブラリアンは、所蔵楽譜を貸し付ける際は借用書を徴するとともに貸出簿を作成するなど、適正に楽譜を管理するものとします。

◇所蔵楽譜の点検について

ライブラリアンは、必要に応じて所蔵楽譜の点検（以下「点検」という。）を行うものとします。

ライブラリアンは、点検を行うときは、団員に協力を求めることができます。（団員の皆さんは、適正な楽譜管理のため点検にご協力ください。）

ライブラリアンは、点検の結果、楽譜管理台帳と現品に差異があったときは、その原因を調査して必要な対策を講じるとともに、楽譜管理台帳と現品の差異が再発しないよう努めるものとします。

ライブラリアンは、点検の結果、楽譜に重大な滅失（ものとしての物理的存在を失うこと）、亡失またはき損があったときは、団長にその旨を報告しなければなりません。

団長は、上記報告を受けたときは、役員会で対策を協議するものとします。

◇楽譜の除却について

ライブラリアンは、楽譜が次のいずれかに該当するときは、役員会での協議を経て当該楽譜を除却する（所蔵楽譜から除く）ことができます。

- （1）破損や汚損が激しく、補修ができない楽譜
- （2）点検の結果、失われたと認められた楽譜
- （3）天災や火災によって滅失した楽譜
- （4）重複しているなど保存の必要がないと認められた楽譜
- （5）その他ライブラリアンが除却を適当と認めた楽譜

除却した楽譜を処分するときは、法令や契約に違反しないように行わなければなりません。

◇その他

この規程が施行されたときにすでに所蔵されている楽譜については、この規程に基づいて管理されているものとみなすこととします。